

ぎょうせい

行政・人権相談

行政相談は行政相談委員、人権相談は人権擁護委員が担当します。

五所川原地区（行政相談）

▷1月11日(休) 10:00~12:00

▷1月25日(休) 10:00~12:00

市役所1階相談室1A

問い合わせ先…市民課 内線2320

金木地区（行政・人権合同相談）

▷1月17日(休) 10:00~12:00

金木総合支所相談室

問い合わせ先

金木総合支所 内線3130

法務局人権相談

▷月曜日~金曜日（祝日を除く）

8:30~17:15

五所川原支局1階人権相談室

問い合わせ先

青森地方方法務局五所川原支局

Tel.34-2330

人権擁護啓発メッセージ

（令和4年度人権教室より/市浦小4年生）

『いじめをしているのを見かけたら注意して、いじめにあったら逃げて大人に教えたいと思いました』

国民年金保険料の産前産後期間免除申請をお忘れなく

国民年金第1号被保険者で出産された方は、一定の期間国民年金保険料が免除されます。産前産後期間の免除については、保険料を納付したものととして年金の受給額に反映されます。出産予定日の6カ月前から申請できますので、該当される方は窓口へお越しください。

免除される期間…出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間（多胎妊娠の場合は、3カ月前から6カ月間）

* 出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます（死産、流産、早産された方を含みます）。

対象…国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方
必要書類…母子手帳・基礎年金番号の分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書等）など

* 子が別世帯の場合、出生証明書等別途書類が必要となります。詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先

▷国保年金課 内線2343

▷弘前年金事務所

Tel.0172-27-1339

軽自動車等の変更手続きは お早めに

軽自動車やバイクなどに課税される軽自動車税（種別割）は、4月1日時点の所有者に課税されます。

所有者が死亡、転出したときや、車両を名義変更または処分、紛失したときなどは届出が必要になります。届出のない場合は、引き続き軽自動車税（種別割）が課税されます。

なお、原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む）と小型特殊自動車に、一時抹消登録の制度はありません。たとえ使用しなくても車両を所有している限り、軽自動車税（種別割）の課税対象となります。

各車種の手続き場所は次のとおりです。手続きに必要なものについては、各手続き場所へ直接お問い合わせください。

▷原動機付自転車（125cc以下）・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車

税務課、金木・市浦各総合支所総合窓口係

▷軽三輪・軽四輪

軽自動車検査協会 青森事務所

（青森市大字浜田字豊田129-2）

Tel.050-3816-1831

▷軽二輪（125cc超250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）

国土交通省 東北運輸局 青森運輸

支局（青森市大字浜田字豊田139-13） Tel.050-5540-2008

農業用免税軽油使用者証・ 免税証の交付申請仮受付

令和6年4月から使用する農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請を次のとおり仮受付します。希望される方は必要書類をそろえ、申請してください。

なお、令和6年度税制改正により、免税軽油制度が継続されない場合は、

免税証は交付できません。制度が継続された場合、4月上旬に免税証を交付する予定ですので、あらかじめご了承ください。

日時…1月4日(休)~31日(休)

9:00~15:00

場所…五所川原合同庁舎 県税部内
必要書類等

①耕作証明書（市農業委員会で発行したもの）

②免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く）

③返信用郵便切手444円分

④使用機械の譲渡証明書（初めて申請する方および使用者証登録機械に追加のある方のみ）

⑤県証紙400円分（初めて申請する方、使用者証の有効期限が切れる方、使用者証登録機械に変更のある方、使用者証を紛失した方）

* 詳細はお問い合わせください。

問い合わせ先…西北地域県民局県税部課税課 Tel.34-2111 内線207

令和6年度学校体育（スポーツ）施設開放事業

市民の日常生活のスポーツの場として市立学校体育施設を開放します。

開放する学校

▷小学校…五所川原小、南小、中央小、栄小、三輪小、三好小、東峰小、松島小、いずみ小、金木小、市浦小

▷中学校…五一中、五三中、五四中、金木中

開放期間…4月上旬~令和7年3月末

開放時間…原則19:00~21:00

（準備・片付けも含む）

申込受付期限…1月31日(休)

* 学校により開放期間が異なり、学校行事等で使用できない日もあります。学校部活動等で使用していた場合は、部活動終了後からの使用となります。

* 学校環境を守るため教育委員会が必要と認めた時は、使用制限または中止とする場合があります。

* 詳細は、市ホームページをご確認ください。

問い合わせ先…社会教育課スポーツ振興室 内線2933